

あじさいグループ

小規模多機能型居宅介護事業所

ケアホームあじさい

重要事項説明書

有限会社トータルケア

1 事業の概要

1 事業者の概要

名 称	有限会社 トータルケア	
所在地	岐阜県恵那市明智町 1101 番地5	
代表者名	田北英美子	
電話番号	0573-55-0065	
営業時間	基本通いサービス	7:00~18:00 (基本送迎時間 8:30~17:30)
	基本宿泊サービス	18:00~翌7:00
	基本訪問サービス	24時間

2 事業所の概要

施設名	小規模多機能型居宅介護事業所 ケアホームあじさい		
所在地	本体=明智町 1115 番地 1 の 1 サテライト=明智町 1110 番地 5		
管理者名	田北英美子		
電話番号	0573-55-0065		
FAX番号	0573-55-0075		
事業所番号	2191700091		
開設年月日	本体=2010年3月24日	サテライト=2023年4月1日	
建物形態	単独型	併設	
建物構造	(木造平屋) 造り 1階建て		
本体 広さ	敷地面積 596.82 m ² 1室あたりの居室面積 7.5 3 m ² ~9.18 m ²	述べ床面積 266.82 m ²	
サテライト 広さ	敷地面積 2219.38 m ² 1室あたりの居室面積 7.5 3 m ² ~9.18 m ²	述べ床面積 301.62 m ²	
二人部屋の有無	無し		
防犯防災設 避難設備等 概要	スプリンクラー=有り 誘導灯=有り	自動火災報知機=有り 消火器=有り	防炎カーテン=有り 自動通報装置=有り
防火管理者	田北浩二		
損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		

3 当施設の職員体制

- ① 管理者1名 (常勤) 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者1名 (兼務) 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設病院等との連絡、調整を行う。
- ③ 介護職員 (看護職員含む) 10名以上 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4 通常の事業の実施地域

通常の実施地域	恵那南圏域 (明智町、串原、山岡町、岩村町、上矢作町)
登録定員	47名
利用定員 (通いサービス (泊りサービ	30名 11名 (14名)
	※当事業所は原則として利用申し込みに応じますが、ご登録いただいている場合であっても利用定員を超過する場合には、通いサービス又は泊りサービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。 (緊急の場合はこの限りではありません)

5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	本事業は、要支援、要介護者についてその居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民の交流の下で、入浴、排泄、食事等の介助、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する機能に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 本事業所において提供する小規模多機能型介護は、介護保険法並び関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 サービスの内容

サービスの種類	内容
食事	朝食・昼食・夕食/午後のおやつ
入浴	原則として、通所サービスについては毎日入浴支援を行います (利用者の体調によっては入浴サービス等を中止する場合があります。) 状況により1日おきになる時もあります
生活相談	利用者家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言等を行います。
介護	<ul style="list-style-type: none"> 通いサービス事業において食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。 訪問サービス事業において利用者の居宅を訪問し、食事や排泄等の日常生活上の世話を提供します。 宿泊サービス事業においては宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。

7 サービスの利用に当たっての留意事項

面会	<ul style="list-style-type: none"> 面会時間は午前9時～午後8時までとし、来訪者は必ずその都度職員に申し出してください。 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。
飲酒・喫煙	飲酒及び、決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。 屋内は全て禁煙となります。
金銭・貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用料や自費分は原則銀行振替えのため、金銭の持ち込みはご遠慮ください。 貴重品については、自己の責任にて管理をお願い致します。
設備、器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の居室や設備器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合は弁償して頂く場合があります。

8 利用料金

保険給付有			
	要支援1 要支援2	3,450円/月 6,972円/月	初期加算・・・最初の30日(1日30円) 看護師配置加算・・・月/900円(支援除く)
	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	10,458円/月 15,370円/月 22,359円/月 24,677円/月 27,209円/月	認知加算・・・月460円・760円(状態による) 看取り連携体制加算・・・日/64円 訪問体制強化加算・・・月/1000円(支援除く) 総合マネジメント体制強化加算・・・月/800円 サービス提供加算・・・月/750円 介護職員処遇改善加算I
			訪問体制強化加算
			上記は1割負担額であり、利用者様ひとりひとり負担額が違うため、負担割合に応じた額の支払いをお願いいたします。

自費分			
食費	朝食 昼食 夕食	550円/回 850円/回 850円/回	おやつ200円/回
おむつ代		実費	
宿泊にかかる費用		2500円/日	
洗濯代		1回150円(日帰りの方で洗濯を希望される方のみ)	
娯楽費		1000円/月	
サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者への負担が適当と認められる費用。			実費
通常の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費		・事業所から片道おおむね10kmまで500円 ・事業所から片道おおむね10km以上の場合は1kmにつき100円	
料金の支払い方法		口座振替日にご指定の口座から振り替えさせて頂きます。 ※入金確認後領収証を発行致します。	

9 サービスの利用方法

サービスの利用開始 (利用申し込み方法等)	利用者様と小規模多機能型居宅介護事業所 ケアホームあじさいは提供される小規模多機能居宅介護について、利用申込書でもって契約を行います。
サービスの終了 (利用終了時に伴う援助)	本契約が終了する場合は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

10 苦情申し立て窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間	平日	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
		土日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
	ご利用方法	電話	0573-55-0065
		面接	場所 当事業所
	担当者	田北浩二 ・ 田北英美子	
恵那市 高齢福祉課 介護保険係	ご利用時間	平日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
	ご利用方法	電話	0573-26-2111
		面接	場所 恵那市役所
国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
		電話	058-273-1111
	ご利用方法	面接	場所 岐阜県福祉農業会館
		郵便	〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 保険連合会 介護保険苦情処理係

11 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。	
利用者の主治医	氏名
	所属医療機関の名
	所在地
	電話番号
協力医療機関	医療機関の名称
	院長名
	所在地
	電話番号
	診療科
	入院設備
	救急指定の有無
連絡先	氏名
	住所
	電話番号
	中連絡先（携帯など）
	間連絡先（携帯など）

12. 虐待防止に関する事項について

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、秘密保持義務の例外として、市に通報するものとします。

13. ハラスメントの防止対策

- (1) 従業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が担当職員その他の従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 感染症対策

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 当事業所の従業者の清潔の保持及び、健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び、備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のため、事業所からの要請及び情報提供について理解と協力を求めます。

15. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、継続的に業務を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。